

令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の時価・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能**です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

消費税制度改正対応講習会のご案内

- 令和3年4月1日から消費税込みの「総額表示」が義務化されました。(裏面参照)
- 令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入され、「適格請求書発行事業者」以外からの仕入税額控除が認められなくなります。
 - ⇒「適格請求書発行事業者」になるには、事前に登録申請が必要で、令和3年10月より申請受付が開始されます。
 - *免税事業者がインボイスを発行するためには、「課税事業者」を選択した上で、「適格請求書発行事業者」の登録をする必要があります。
 - !!インボイス発行が出来ないと取引を失う可能性もありますので、ご注意ください!!

インボイス制度導入は商取引における影響がかなり大きな制度ですので、余裕を持ってご対応いただけるよう、本講習会にて内容の確認をお願いいたします!

また、すでに始まっている「総額表示」についても、簡単に触れていただく予定にしていますので、貴社の対応に問題がないかの確認の機会としていただければと思います。

- 内 容：(1)「総額表示」きちんと対応出来ていますか?
(2)「インボイス制度」導入で何が変わるの?
- 日 時：令和3年5月19日(水) 14:00~16:00
- 定 員：30名(会員・非会員問わずどなたでも受講いただけます。)
- 会 場：荒尾商工会議所(荒尾市大正町1-4-5)
- 講 師：志岐税理士事務所 志岐祥子税理士
- 受 講 料：無料
- 申込締切：5月17日(月) *定員に達した時点で締切
- 申込方法：FAX、TEL、当所ホ-ム-ヱ-ジ-からお申込みいただけます。

事業所名(業種)	(業種)	
参加者 (役職・氏名)		
連絡先	住所	TEL: FAX:
メールアドレス		

- *新型コロナウイルス感染症等の感染対策に十分配慮しながら運営いたします。
- *当日、37.5℃以上の発熱がある方、体調不良の方は参加をお控えください。
- *ご来場の際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。

荒尾商工会議所 HP

【申込・お問合せ】荒尾商工会議所 指導課

TEL: 0968-62-1211 FAX: 0968-62-1216

《主催：荒尾商工会議所中小企業相談所/小売卸売部会》

